

群馬県における活動報告

| | |
|------------|--|
| 火山防災エキスパート | 三浦 秀明 氏（元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事） |
| 火山災害対応経験者 | 南沢 修 氏 （山梨大学 地域防災・マネジメント研究センター特任教授） |
| 申請団体 | 浅間山火山防災協議会 |
| 活動日 | 令和7年10月27日（月） |
| 活動場所 | 群馬県庁舎 |
| 活動した取組名 | 避難促進施設等に関する勉強会（第1回） |
| 参加者 | 県・市町村火山防災行政担当職員（対面20名、オンライン25名程度） |
| 活動の概要 | 火山防災協議会に所属する職員を対象に、避難促進施設に関する意識の醸成のため、過去の噴火の際の体験談やそれを踏まえた避難促進施設の必要性、そのために協議会としてすべき事項等について講話を行った。 |

【派遣活動の背景】

- 浅間山においては、現在避難促進施設として定められた施設がなく、その選定や指定に関する知識等が不足しており、避難促進施設に関する意識の醸成が必要と考え、避難促進施設等に関する勉強会を実施した。
- 三浦氏より、噴火災害対応経験を通じて得た火山防災上の課題や教訓について、南沢氏より、避難促進施設の整備の重要性や避難確保計画の役割について、講話を実施し避難促進施設の必要性の周知を図った。

【三浦氏の講話要旨】

● 雲仙普賢岳噴火の際の対応

（自衛官としての災害救助活動の経験）

- 平成2年11月17日、約200年ぶりに噴煙が上がり、長崎県は災害警戒本部を設置。同22日、雲仙岳火山対策連絡協議会を発足。翌平成3年3月、連絡会議開催。
- 平成3年5月15日に最初の土石流が発生した。以降、何かあったときすぐ連絡が取れるよう自衛官が島原市役所に常駐する体制になった。
- 5月24日に最初の火砕流が発生。長崎県は災害警戒本部を災害対策本部に格上げした。当初は火砕流について一般の認知度は低く、自衛隊は火砕流について専門家に聞いて派遣計画を作った。

- 6月3日に大規模な火砕流が発生した。自衛隊は県から正式な災害派遣要請を受け、先遣隊が出動した。この火砕流は時速約140～150kmだったと言われている。山頂から約2分で市街地方面へ流れ、車でも逃げ切れなかった方もいた。
- 自衛官として現地で遺体の収容にあたった。この火砕流で43名の方が亡くなり、28名の遺体を収容した。病院まで行けても火砕サーージを吸ってしまっていて亡くなった方もいた。
- 以降、平成7年5月に火山噴火予知連絡会が「噴火活動ほぼ停止」と発表するまで60回以上土石流が発生した。
- 自衛隊はその後も島原市の要請により警戒を続け、同年12月に部隊を撤収。4年半にわたる災害派遣となった。
- 警戒区域の設定の決定については、非常に困難を極めたが、苦渋の決断であった。
- 自衛隊の役割は、当初は救助活動であったが、救助が落ち着いた後は、警戒区域が設定された場所には一般の人が入れないため、自衛隊が入り監視と情報収集を行い、行政や住民に迅速に提供を行った。
- 住民への情報の提供の方法は、島原市のケーブルテレビのチャンネルを専用で使用してリアルタイムの放送をした。この対応は、住民の安心感に繋がった。
- 火砕流の温度は数百度あるが、窯焼きの窯の中に逃げ込み、蓋をし避難して助かった人がいる。災害の状況に応じた判断が大切なことがわかる。
- 噴火の被害状況について、降灰はきめの細かい灰が大量に降り、道路や施設、ビニールハウス等が被害にあった。灰の除去作業は、国と島原市で分担して行った。国道と鉄道は、火砕流と土石流により寸断されライフラインが断たれた、並行して災害を軽減す



火砕流が迫る様子



火砕流の翌日の様子



土石流が通った住宅地



土石流で流されてきた岩

るため、警戒監視を続けながら河川改修などの工事を行った。

- 火山災害に備えた教育・訓練を実施したことで、住民の防災意識が高まったと思われる。

● 新燃岳噴火の際の対応

(宮崎県庁危機管理課職員としての経験)



噴火前の新燃岳



噴火後 (2月3日撮影)

- 平成20年8月から複数回警戒レベル2に上がり、平成23年1月26日に中規模噴火、同27日に大規模噴火が発生した。以降3月1日までに13回爆発的噴火があった。
- 宮崎県は1月26日、地域防災計画のとおり災害警戒本部を設置。同28日に県知事が現地視察を行い、現地の状況からすぐに災害対策本部に格上げ。格上げたことで関係部署のみの対応から全庁での対応になった。指揮官である県知事による現地確認は重要である。
- 平成23年1月30日、火砕流発生の危険があるとして高原町に避難勧告を発令。火砕流は居住地域までは流れてこなかったが、警戒範囲を噴火のレベルに応じて広げた。
- 1月26日の噴火前から、観測情報により山が膨張してきていることがわかっていた。前兆があったときにすぐに対応することが非常に大事である。
- 噴火の被害状況については、降灰による被害が多くあった。灰の特徴として、粒が大きく砂利のようだった。負傷者は35名で、灰の除去作業によるものであった。住宅は窓ガラスが空振による破損があり、自動車ガラスや太陽光パネルは噴石による破損があった。農水産業への被害は、灰によるビニールハウスの損壊、農作物への被害、稚魚の死亡があった。
- 噴火現象への対策は、火山灰については除去作業を行い、農作物等の被害対策相談窓口の設置、被害調査、現地指導等を行った。土石流については、危険溪流や河川の土砂の除去を行い、土石流センサーで監視を行った。



噴煙の状況

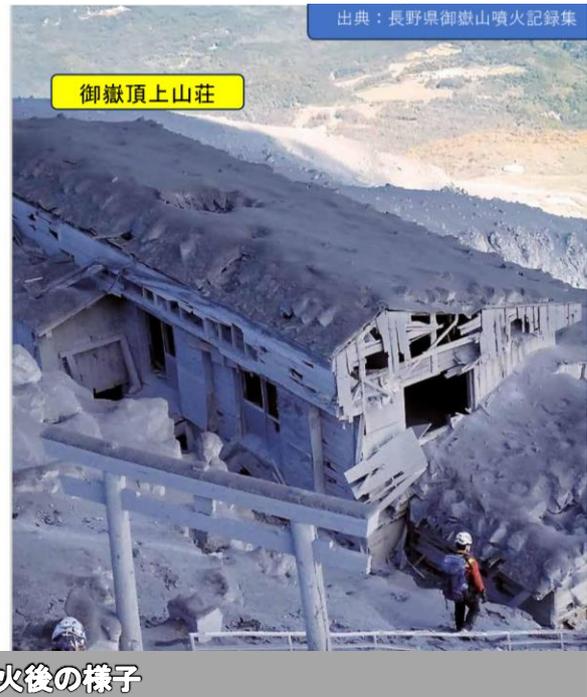
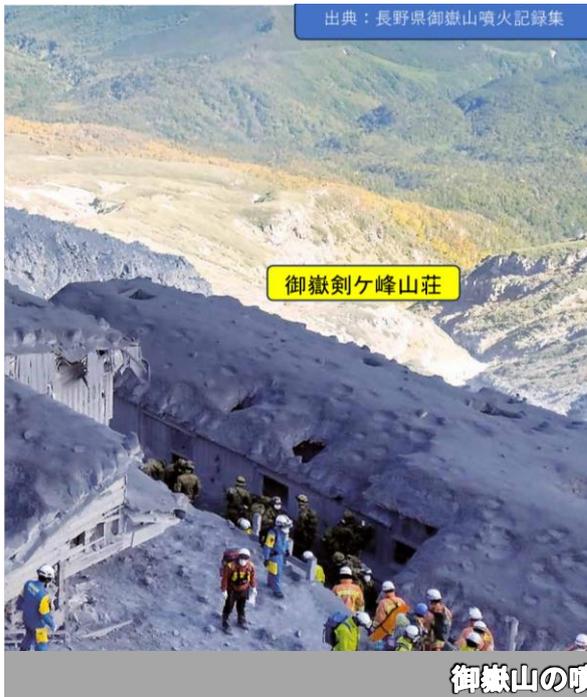
【南沢氏の講話要旨】

● 御嶽山噴火について

- 平成26年9月27日 11:52頃に、噴火が発生。噴火の種類は水蒸気噴火。火砕流も発生し、2分ほどで沢筋を伝い流下した。この火砕流による人的被害はなかった。
- 長野県と岐阜県の県境にある山で、噴火当時は山頂に登山者が多く滞在していた模様。人的被害は、死者58名、行方不明者5名の戦後最大の火山災害であった。登山者の多くが域外からの来訪者で、また、登山届が出ていない人が多くいたため災害の全体の把握が困難であった。
- 山頂付近は火山ガスの噴出があった。当時は有毒な火山ガス対策が十分ではなく、消防庁を通して火山ガスに対応したガスマスクを確保して救助・救急活動を行った。また、山小屋や避難小屋に逃げ込んだことで、直接、噴石に当たらなかった人に犠牲になられた方はいなかったことから、避難促進施設の整備が大切だということがわかる。
- この噴火を教訓に、平成27年に活動火山対策特別措置法が改正された。この改正で、火山対策警戒区域に指定された地域において、火山防災協議会の設置、避難促進施設の指定・避難確保計画の作成義務等が付け加えられた。



御嶽山の噴火の様子



御嶽山の噴火後の様子

● 焼岳、乗鞍岳について

- 岐阜県と長野県の県境にある火山である。
- 焼岳、乗鞍岳それぞれの避難計画が作成されている。避難促進施設の指定や緊急時の連絡網の整備が行われている。

● 浅間山について

- 長野県と群馬県の県境にあり、過去に大噴火を起こしている活発な火山である。噴火した場合は、大規模な被害の想定をする必要がある。
- ハザードマップは、大規模噴火の被害の全体像が分かりやすい「火山ハザードマップ」と、市町村ごとの避難情報を載せた「火山防災マップ」が作成されている。



浅間山の風景



浅間山に設置されているシェルター



浅間山の風景

● 火山防災協議会について

- 避難促進施設の指定においては、協議会で一定の指定基準等を決めて、市町村が指定しやすい環境を作ることが重要。
- 県境にある火山の避難促進施設の指定や避難確保計画の作成は、火山として一体的な対応をするため、連携が不可欠。協議会の場を活用し、サポートを行うことが、円滑な避難促進施設の指定や避難確保計画の作成につながると思われる。

● 避難確保計画の作成について

- 避難促進施設の避難確保計画の作成は、施設所有者に作成が義務付けられる。また、エリア一帯での作成も可能。流れとしては、避難促進施設の指定を市町村が行い、指定された施設は避難確保計画の作成、市町村への報告、施設の従業員や利用者での訓練の実施などを行うこととなる。

【質疑応答】

質問：集積した火山灰は、どのように処理がされたのか。

回答（三浦氏）：新燃岳の噴火の時は、総合運動公園などにトラックで運送したと聞いている。島原市では、陶器等に使用されたと聞いている。

回答（南沢氏）：海洋投棄には様々な条件があるため、鹿児島市では克灰袋に入れ、最終的には桜島の土捨場に廃棄していると聞いている。

【活動の様子】

